

で、字蛇蝮1、4から7まで、9から11まで、14から17まで、43の2、44、45、47から51まで、52の1、52の2、53、55の1、55の2、56の1、57、57の2、58の1、59、60、63の1、64、65の1、66、69、72、字夫婦山1、3の1、3の2、4の1、4の2、5、6の1、6の2、7の1、7の2、8の1、8の2、9の1、9の2、10の1、10の2、12の2、13の1、13の2、14の1、14の2、17から19まで、21、23の1、23の2、25の1、25の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県選挙管理委員会告示第63号

選挙運動等に関する規程の一部改正について

選挙運動等に関する規程（平成8年富山県選挙管理委員会告示第72号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月17日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

第31条第1項第1号カ中「500円」を「1,000円」に改め、同号カを同号キとし、

同号オ中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「12,000円」を「23,000円」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額第31条第1項第3号ア中「船賃」の次に「、航空賃」を加え、「、イ及びウ」を「からエまで」に改め、同号イ中「10,000円」を「20,000円」に改め、同条第2項第1号中「10,000円」を「15,000円」に改め、同項第2号中「15,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

富山県選挙管理委員会告示第64号

選挙運動の公費負担に関する規程の一部改正について

選挙運動の公費負担に関する規程（平成6年富山県選挙管理委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月17日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

第5号様式備考4中「7円73銭」を「8円38銭」に、「386,500円」を「419,000円」に、「5円18銭」を「5円62銭」に改める。

第6号様式備考4中「541円31銭」を「586円88銭」に、「586,905円」を「609,690円」に、「28円35銭」を「30円73銭」に改める。

第7号様式その2（別紙）備考1中「7円73銭」を「8円38銭」に、「386,500円」を「419,000円」に、「5円18銭」を「5円62銭」に改め、同様式その3（別紙）備考2中「541円31銭」を「586円88銭」に、「586,905円」を「609,690円」に、「28円35銭」を「30円73銭」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和7年9月17日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

ラ・ムー富山岩瀬店 富山市中田1丁目88番1 外28筆

2 店舗を設置する者 大黒天物産株式会社**3 店舗において小売業を行う者 大黒天物産株式会社****4 新設の日 令和8年3月31日****5 店舗面積の合計 1,660㎡****6 店舗の施設の配置に関する事項**

(1) 駐車場の位置及び収容台数 建物東側・北側／68台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物東側／57台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南側／40.0㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物南側／16.6㎡

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 3箇所／敷地東側2箇所、敷地北側

1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後10時

8 届出の日 令和7年9月3日**9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課****10 縦覧期間 令和7年9月17日から令和8年1月19日まで**

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年9月17日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
滑川市上小泉字土木2214番1他9筆及び上小泉字土木2214番4地先	同 左	道路、公園、下水道	滑川市有金1078番地	株式会社アイネット